

## 「特定援助対象者法律相談 援助」の取り組み

法テラス栃木法律事務所



栃木県弁護士会会員  
鈴木 彩葉  
Suzuki, Ayaha

### 1 はじめに

法テラス栃木に赴任して最初にしたこと、それは、自動車の購入です。学生の頃に運転免許を取得して以降、10年近く全くハンドルを握らないペーパードライバーでしたが、今となっては、出張相談や関係機関との打合せなど、呼びがかれば県内全域どこへでも車を走らせ出向いています。

私は、2015年12月に弁護士登録し(68期)、東京都渋谷区の桜丘法律事務所で2年間養成を受けた後、2017年12月に、法テラス栃木の4代目常勤弁護士として着任しました。栃木県内では唯一の法テラスの法律事務所、弁護士1名、事務員1名で業務を行っています。隣のフロアに地方事務所がある本所併設型で、地方事務所の職員とも日頃から交流があります。

### 2 法テラスの新制度「特定援助対象者法律相談援助」

着任翌月の2018年1月24日から、法テラスの新たな取り組みとして「特定援助対象者法律相談援助」がスタートしました。

この制度は、高齢や障害により、認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに自ら法的支援を求めることが困難な方を対象に、関係機関の支援者から法テラスにご連絡いただくことに

よって、弁護士や司法書士がご本人のもとに出張相談に出向くという制度です。

この制度を周知するため、着任のご挨拶がてら、県庁や市役所、社会福祉協議会などを訪問しました。制度の説明をすると、行く先々でその趣旨に共感いただき、関係機関にとっても期待値の高い制度であると感じました。

そして、制度開始の初日、早速申込みがありました。精神障害を有する50代男性(Aさん)に関する相談でした。栃木県における第1号のこの案件は、全国的にも初の案件となり、私が担当することになりました。

### 3 寄り添う支援、導く支援

1月30日、私は、Aさんの自宅にて、支援者同席で法律相談を実施しました。Aさんの自宅は日光の山の中にあります。雪深い山道の運転は、ついこの間までペーパードライバーだった私にとって、とにかく冷や汗ものでした。

初めて行ったAさんの自宅は、ホームヘルパーの支援によってきれいに整えられていました。庭木の手入れもされており、自宅への愛着が感じられました。

Aさんは、数年前に精神障害が悪化し、仕事を退職。収入は障害年金のみ。住宅ローンの支払が厳

しく、家計は赤字が続いており、貯金が底をつくのも時間の問題。兄弟がいるが、精神障害のAさんを疎んでいるため頼れない、という状況でした。

自宅は、築年数や立地、残ローンの額から考えて、明らかにオーバーローンの物件でした。Aさんの話しぶりや挙動から、精神障害が重い状態にあり、働いて収入を増やすのは困難だろうと思われました。そうすると、選択肢として提示するのは、自己破産。Aさんに自己破産の話をする、案の定、自宅を失うことへの強い拒否感を示しました。

「家がなくなるなら死んだ方がいい。」Aさんは、そう言いましたが、だからといってAさんを放っておくわけにもいきません。そこで、債権者と月々のローン返済額や利率について減額交渉をするという内容で、ひとまず受任することにしました。

債権者との交渉は、やはり思うようにうまくはいきませんでした。

Aさんとは密に連絡を取り合い、日々のちょっとした悩みや不安にも耳を傾けるようにしました。支援者には、Aさんの家計状況を月次報告していただき、自宅を手放す決心ができたときに備えて、受入れ可能な入所先を探していただきました。

そして、受任から5か月が経過した頃、Aさんは、ようやく自己破産を前向きに検討するようになりました。自宅以外で暮らすイメージを持ってもらうため、グループホームの見学に行きました。「住むならここがいいなあ。」と気に入った様子だったので、体験宿泊も実施しました。Aさんの気持ちが、徐々に固まってきたのが分かりました。

「次の面談で、気持ちの最終確認をしましょう。」と約束をしました。Aさんの気持ちに寄り添い、時に導き、ようやく方針が定まろうとしていました。

その矢先、Aさんは不慮の事故で亡くなりました。あまりに突然のことでした。依頼者死亡により援助終結となりましたが、弁護士としてAさんのために最後にできることは、Aさんの親族にきちんと相続の説明をすることだと思いました。疎遠になっている兄弟に連絡をとり、支援者同席で兄弟と面談しました。Aさんの生前の意向を伝えたとこ、相続放棄はせず、兄弟が自宅を相続し、住宅ローンは兄弟で協力して弁済することになりました。自宅を残したいというAさんの気持ちが、これまで疎遠だった兄弟に伝わり、かなえられる結果となりました。

#### 4 支援が支援をよぶ

栃木県における同制度の利用件数は、2018年9月末時点で12件です。私が担当した案件で知り合った支援者の方々は皆、「相談してよかった。」と言ってくれます。そして、「実はこんな案件もあるのですが」と、次の相談を持ちかけてきます。ある一人の支援者とつながることで、その支援者が担当する何十人もの方々の法的問題の解決につながる可能性が生

まれるのです。そのことに気づいたとき、この制度をもっと多くの支援者に知ってほしいと強く思いました。

一人でも多くの支援者に制度を周知するため、支援者向け研修会に顔を出して、制度説明や事例紹介を積極的に行っています。そこで出会った支援者から、新たな研修会のお誘いや、相談を持ちかけられることもあります。連携の輪の広がりを日々実感しています。

#### 5 これからの課題

支援者と接する機会が増えて気づいたことがあります。それは、支援者の多くが、弁護士に相談するタイミングを「問題が起きてから」と思っており、予防的に弁護士を利用することを遠慮している、ということです。

日々の支援の中で生じる悩みや疑問などを、法律問題に該当するかどうかにかかわらず、気兼ねなく問い合わせできる「支援者のための相談窓口」があれば、支援者にとって弁護士が身近になり、問題が複雑化する前の早い段階からの連携が可能になるのでは、と考えています。

私が知り合った支援者には、

「些細なこともお気軽にご相談ください。」と意識的に伝えているかいあって、電話やメールでちょっとした質問のご連絡をいただく機会が増えました。

ニーズがどの程度あるのか、予算はどうするのか、相談担当者の確保はどうするのか等々、検討事項は多々ありますが、いずれ弁護士会の皆様につなげていき、支援者のための相談窓口の設置を具体化することができないか模索しているところです。

#### 6 おわりに

「あなたらしく頑張るなさい。」  
桜丘法律事務所の櫻井光政所長からかけていただいた言葉を支えに、目の前の依頼者と、支援者の方々を大切にしながら、必死で駆け抜けた1年でした。日頃から私を支えてくださっている皆様に感謝しながら、2年目も「私らしく」頑張っていきます。



事務所のメンバー（前列左が筆者）

#### 鈴木さんへ

鈴木さんは栃木のスタッフ弁護士としては4代目で、赴任当初からとても熱心にいろいろなことに取り組んでいます。特に私がすごいなあと思っているのは、支援者向け研修会などに頻繁に出席し、新しいつながりを次々と生み出していることです。栃木は「特定援助対象者法律相談援助」の件数が比較的多い方ですが、鈴木さんがこのような取り組みをしてくれていることが利用件数増につながっているのだと思います。

鈴木さんは、弁護士会の活動にも積極的に参加しています。人権公害委員会では、人権救済案件の調査を担当したり、大学で行う過労死講座の講師を積極的に引き受けてくれています。

こんなふうに業務や委員会活動で大活躍の鈴木さんですが、せっかく自動車の運転スキルも上達したので、任期中にはぜひ仕事以外でも栃木県内の様々な地域を訪れてみてください。都道府県魅力度ランキングでは低迷している栃木県ですが、いいところもたくさんありますよ！

From 杉田 明子（栃木県弁護士会会員）